田島船津川産業用地民間包括委託募集要項

令和８年１０月

佐野市

目　　次

1. 募集の趣旨 …… 1
(1) 募集の趣旨 …… 1
(2) 包括委託方式とは …… 1

2. 事業概要 …… 2

3. 業務概要 …… 5
(1) 業務内容 …… 5
(2) 包括委託の期間 …… 5
(3) 支払限度額 …… 5
(4) 事業想定スケジュール（案） …… 5
(5) 包括委託の範囲 …… 5
(6) 業務に関する費用 …… 6

4. 参加資格 …… 7
(1) 参加者の構成 …… 7
(2) 参加者の資格要件 …… 7
(3) その他 …… 9

5. 基本協定 …… 10
(1) 基本協定の締結 …… 10
(2) 基本協定等の変更 …… 10
(3) 調査設計業務委託契約の締結 …… 10
(4) 工事請負契約の締結 …… 10
(5) その他の契約形態 …… 10
(6) その他 …… 10

6. 選定方法及び手順 …… 12

7. 応募手続 …… 13
(1) 公募開始及び募集要項の配布 …… 13
(2) 質疑受付及び資格要件調査 …… 13
(3) 提案競技審査 …… 16

8. 提案の審査項目等 …… 19
(1) 審査体制 …… 19
(2) 優先交渉権者等の選定方法 …… 19
(3) 審査項目及び評価の視点 …… 19
(4) 包括委託代行者の選定基準 …… 21
(5) 提案競技審査（プレゼンテーション・ヒアリング） …… 22

9. 配付資料 …… 22

〈提出書類の様式〉

（様式１）　（単独企業・共同企業体）参加表明書
（様式２）　構成員届
（様式３－１）　業務実績確認票①
（様式３－２）　業務実績確認票②
（様式４～８）　事業提案書
（様式９）　提案競技辞退届

1. 募集の趣旨

(1) 募集の趣旨

田島船津川産業用地地区（以下「本地区」という。）は、東京都心から 70㎞ 圏に位置しており、令和８年３月末に市街化区域（用途地域：工業地域）へと編入された区域である。

本地区周辺では、東西方向の幹線道路である国道５０号があり、東北自動車道佐野藤岡インターチェンジへのアクセスが良く、交通利便性を生かした、佐野市の新たな産業立地の受け皿として位置づけられている。

このような状況から、佐野市では、地域経済の発展に資する産業用地の創出を、確実かつ迅速に実現することを目指し、市施工による産業団地整備を進めている。

本募集は、田島船津川土地区画整理事業（以下「事業」という。）の実施のために、民間事業者の経験豊富な人材やノウハウを活用し、設計から施工までを一括で行うことで、工期の短縮や品質の確保、コスト削減や行政職員の負担軽減を図りながら、各プロセスに精通した事業者が一貫した実施体制の下で進めていく「包括的民間委託」方式を採用し、質の高い産業団地を整備することを目的とする。

(2) 包括委託方式とは

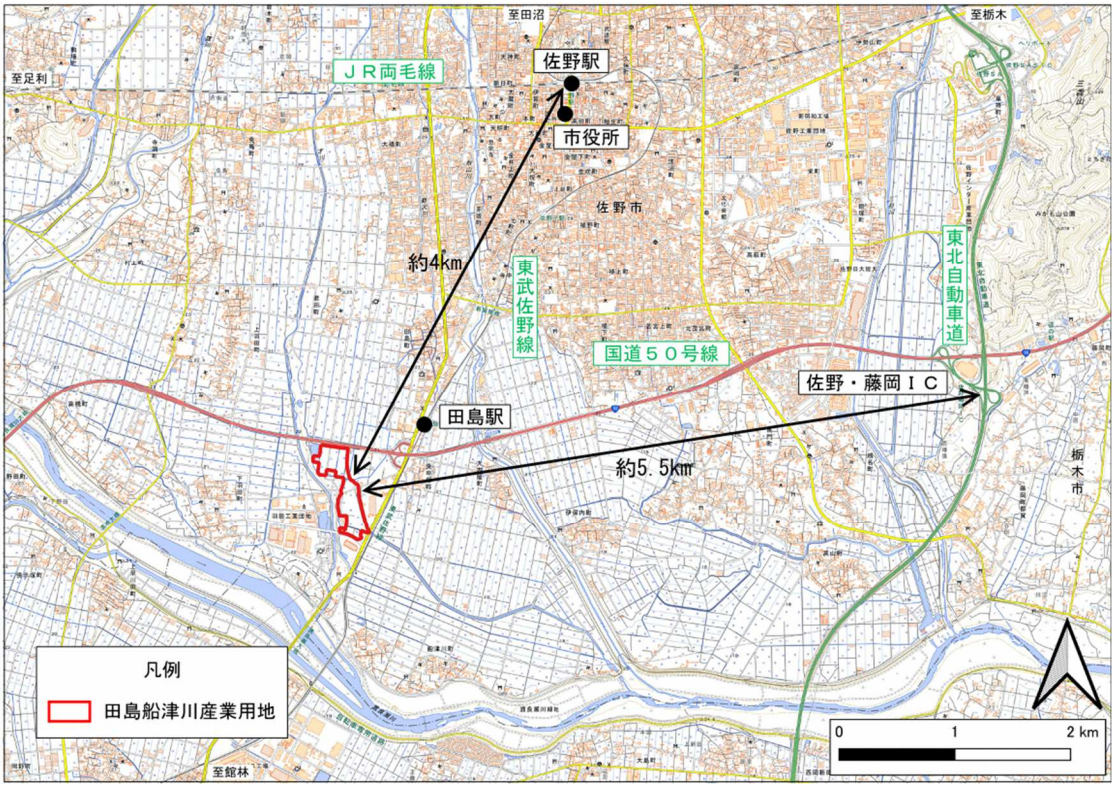
包括委託方式とは、土地区画整理事業の施行者である地方公共団体から委託された民間事業者が、土地区画整理事業の施行に関する業務の相当部分を実施する方式。

※出典：財団法人区画整理促進機構

「地方公共団体が施行する土地区画整理事業における民間事業者包括委託方式ガイドライン」

（組合施行土地区画整理事業における業務代行方式と同様の業務内容を想定している。）

【位置図】



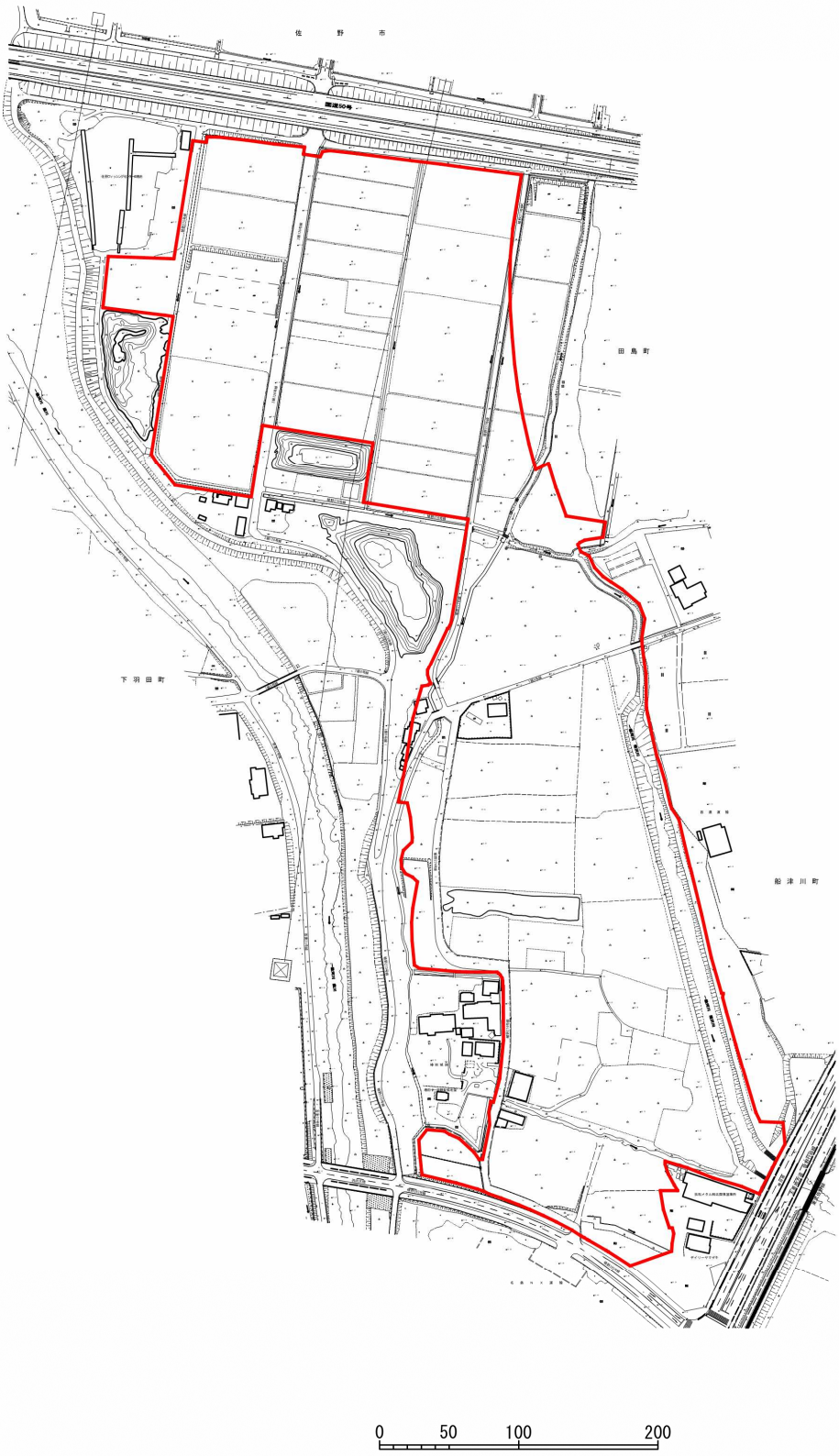
2. 事業概要

事業の概要は以下に示すとおりである。

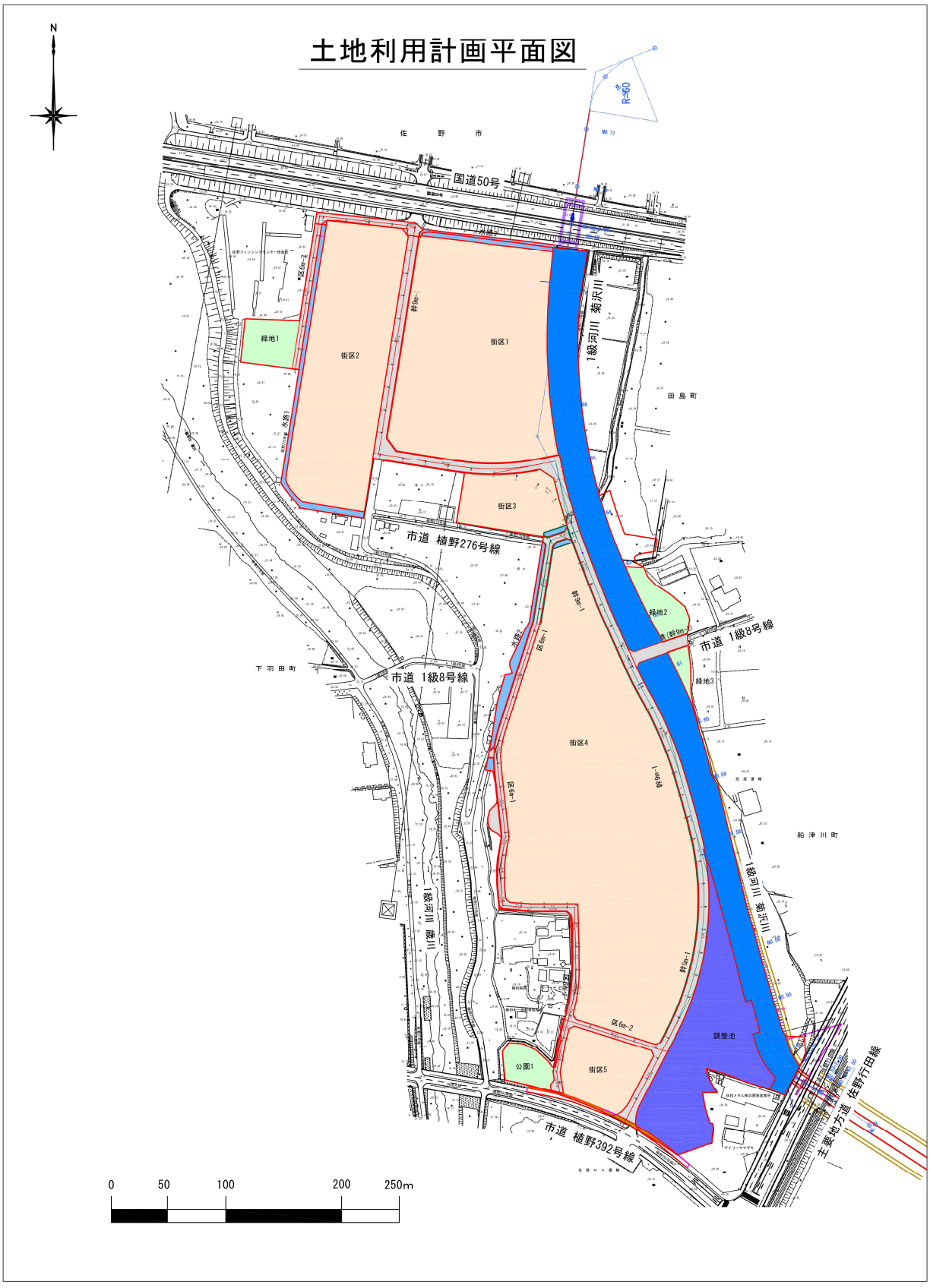
① 事業名称　　田島船津川土地区画整理事業
② 施 行 者　　佐野市
③ 施行地区　　佐野市田島町、船津川町　の各一部
④ 施行面積　　約 15ha
⑤ 施行期間　　令和 9 年 3 月（事業認可取得）～令和 13 年 3 月（予定）
※土地区画整理事業の施行期間：令和 9 年 3 月～令和 18 年 3 月（予定）

【施行区域図】

施行区域図



【土地利用計画平面図（案）】


土地利用計画平面図
N
佐　野　市
国道50号
R=60
1級河川 秦沢川
街区1
街区2
街区3
緑地1
緑地2
緑地3
田 島 町
市道 植野276号線
市道 1級8号線
下 羽 田 町
街区4
船 津 川 町
1級河川 秦沢川
調整池
公園1
街区5
市道 植野392号線
土取地方道 佐野行田線
0
50
100
200
250m

3. 業務概要

(1) 業務内容

本地区において、過年度に実施した国道５０号沿線開発区域基本設計業務委託等に基づき、設計・施工までを一括で行うものとする。

※なお、土地利用計画の大幅な変更は想定していない。

(2) 包括委託の期間　令和 9 年 3 月～令和 13 年 3 月（予定）

(3) 支払限度額　２，０１３，１８８，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 事業想定スケジュール（案）

○受託者（包括委託代行者）

詳細設計等委託業務（基本協定締結後～令和１２年度）

造成工事（令和９年度～令和１１年度）

【参考-市と栃木県のスケジュール】

○施行者（市）

用地買収（令和８年度～令和９年度）

分譲予約（令和１０年度末頃）

引渡（令和１２年度以降）

○他事業（栃木県-菊沢川河川改修事業）

河川改修工事（令和９年度～）

※他事業との調整により、上記スケジュールは延伸する場合もある。

(5) 包括委託の範囲

包括委託代行者に委託する内容は次のとおりとする。

なお、包括委託の内容の詳細については、別紙１「委託内容と役割分担」のとおりとする。

① 施設物の調査等

占有物件、地下埋設物、土地建物利用、不法占拠物件調査等。

② 公共公益施設整備の計画調査

上下水道、ガス、電気等の計画調査、企業者等との協議調整。

③ 測量

基準点、水準点測量、路線測量、街区確定測量、画地確定測量等。

④ 事業計画変更

当初事業計画書は、市により作成するが、事業認可後、事業計画変更の必要が生じた場合には、事業計画書及び施行規程等の変更案の作成。

⑤ 河川改修事業との調整

栃木県により菊沢川河川改修事業を実施するため、土地区画整理事業との協議及び調整。

⑥ 従前土地の基準地積決定

按分区の作成、按分率の決定。

⑦ 換地設計

土地評価基準案等の作成、土地評価、換地割込、換地設計。

⑧　仮換地指定

権利変動調査（補正）、仮換地指定通知書作成、現地引継の立会。

⑨　工事計画

全体工程作成、工事範囲調査等。

⑩　実施設計

実施設計の実施。

⑪　工事施工

工事施工管理、監督、保全管理、管理引継等。

⑫　その他事務的又は技術的処理に関する業務

建築行為等に関する意見処理、権利者広報等作成発行、各種証明書等作成、その他資料作成等。

(6)　業務に関する費用

土地区画整理事業における民間包括委託に係る委託費については、受託者が業務を実施する前年度に翌年度の必要見込額を市へ提案し、市との協議により決定した金額を、各年度の予算の範囲内において年度払いにより支払うものとする。

1)　別紙 1「委託内容と役割分担」に定める委託業務のうち、当該年度に完了し、市の検査又は確認を受けた業務に係る費用

2)　造成工事に係る工事費のうち、市と受託者との協議により当該年度の支払対象として決定した費用

3)　造成工事以外の委託業務に係る費用のうち、出来高に応じた支払いについて市が認めた費用

なお、前金払、中間払その他既に支払済みの委託費がある場合は、事業完了時又は最終年度の支払いにおいて精算するものとする。

4. 参加資格

(1) 参加者の構成

・参加者は、本事業における包括委託代行者としての全ての業務を実施することを予定する単独企業（以下「単独企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）とする。

・共同企業体で参加する場合は、構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表企業を定めるとともに、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、参加するものとする。

・参加者は構成員届において、共同企業体の構成員を明らかにすること。

・本公募に参加表明を行う単独企業又は共同企業体の構成員は、他の参加表明者（単独企業又は他の共同企業体の構成員）として重複して参加表明をしていないこと。

・単独企業又は共同企業体の構成員は、他の参加表明者（単独企業又は他の共同企業体の構成員）との間に資本面又は人事面において関連がないこと。

○なお、ここでいう「資本面又は人事面において関連がある」とは、次に該当する場合をいう。

※「資本面において関連がある」とは、一方の企業が他方の企業の発行済株式総数の 50%を超える株式を有し、又はその出資の総額の 50%を超える出資をしている場合（親会社と子会社の関係にある場合）、あるいは同一の親会社を持つ子会社同士の関係にある場合をいう。「人事面において関連がある」とは、一方の企業の代表権を有する役員が、他方の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

・参加表明書の提出以後においては、共同企業体の構成員の変更は認めない。
ただし、やむを得ないと市が認めた場合であって、新たな構成員となる者について、参加者に必要な資格を満たしていることが確認できたときは、代表企業以外の共同企業体の構成員の変更を認めることができる。

・本事業は、設計、施工、工程管理及び関係機関協議等を一体的に実施するものであることから、各分野の専門性を有する企業が連携した実施体制とすること。

・本市における、地域経済の活性化及び地域企業の育成を図る観点から、参加者は地域企業の積極的な参画に努めるものとする。

・地域企業は佐野市内に本店機能を有する企業とする。

・構成員以外の協力会社等へ業務を委託・下請負させる場合、構成員届における協力会社の企業名の記載は要しない。ただし、協力会社は工事の施工にあたって、建設業法の規定に基づき、適切な資格及び経験を有する監理技術者又は主任技術者を配置するものとする。

(2) 参加者の資格要件

①を満たし、かつ、②及び③を満たす単独企業、又は、すべての構成員が①を満たし、構成員間で分担して②及び③を満たす共同企業体に限り、資格要件を有するものとする。

① 法人要件

・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定による佐野市の入札参加の制限を受けていない者であること。
・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。更生手続きの開始申し立てがなされた場合は、更生計画の認可決定がなされていること。
・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。再生手続きの開始申し立てがなされた場合は、再生計画の認可決定がなされていること。
・佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成 17 年 2 月 28 日告示第 154 号(平成 18 年 4 月 1 日施行)）に規定する指名停止を現に受けていない者であること。
・参加表明書提出期限日において、5 年以上の営業経験を有し、かつ、本事業において携わる業務を法人の目的としていることが、商業登記簿謄本等により確認できること（営業譲渡、合併又は会社分割により、営業を継承したと認められる者で、同種の営業を引き続き 1 年以上継続していたと扱われる場合を含む)。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第２条第 1 項各号に規定する暴力団員等でないこと。
・自ら又は第三者を利用して次の行為をしようとしている者でないこと。
　ア 脅迫的な言動又は能力を用いる行為
　イ 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
・公租公課の滞納がないこと。

② 建設業者要件

・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木工事につき特定建設業の許可を受けている者であり、当該許可を有しての営業年数が５年以上であること。
・応募申込の日から包括委託代行者選定の日までの間において、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止命令を受けていない者であること。

③ 調査設計業務者要件

・面的整備の測量、実施設計の受託実績を有すること。
・土地区画整理事業の換地業務等についての受託実績を有すること。
　※実績要件としては、認可公告を受けた事業に限る。なお、事業施行中であっても実績として認める。

(3) その他

① 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、参加を無効とする。

（ア） 審査の公平性に影響を与える場合

（イ） 著しく信義に反する行為があった場合

（ウ） 事業提案書に虚偽の記載があった場合

（エ） （ア）～（ウ）までに掲げるものの他、この募集要項等に違反すると認められた場合

② 共同企業体の構成員の変更（追加、減員を含む）

共同企業体の代表構成員及び構成員の変更は、原則、事業の完了まで認めない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、本市と共同企業体の代表構成員及び構成員の間で協議し、その措置方法を決定する。この場合において、代表構成員及び構成員を変更することによる費用・損失（本市及び立地企業に発生したものを含む。）は、共同企業体構成員が連帯して負担すること。

5. 基本協定

(1) 基本協定の締結

本市と優先交渉権者は、包括委託代行者への意向及び土地区画整理事業に係る業務内容、費用等に関する協議を行い、協議が整った場合には、優先交渉権者を予定者として基本協定を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行う。なお、共同企業体が優先交渉権者となった場合は、代表企業が基本協定を締結するものとする。基本協定の締結後、佐野市は佐野市議会の議決（可決）を求めるものとする。この場合、佐野市議会の議決（可決）が得られなかった時は、基本協定の締結後であっても優先交渉権者はその地位を失うこととなる。

(2) 基本協定等の変更

事業推進に際して下記事項が発生した場合は、市と包括委託代行者の間で協議の上、基本協定等の見直しを行うものとする。なお、変更にあたって、佐野市の財政負担が増加する場合は、（１）と同様、佐野市議会の議決を求めるものとする。

①特別な要因により本業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、契約した金額が不適当となる場合。

②優先交渉権者による提案や、予測困難な事象により事業内容を一部変更・追加する場合。

(3) 調査設計業務委託契約の締結

基本協定の締結後、実施設計業務、測量、換地等業務を委託するための委託契約を締結する。

本契約は、原則として、基本協定を締結した企業（共同企業体の場合は構成員）のうち、調査・設計を担当する企業と締結する。

(4) 工事請負契約の締結

基本協定の締結後、造成工事に関する工事請負契約を締結する。また、必要に応じて、調査設計業務委託契約締結に基づく実施設計完了後、変更契約を締結する。

本契約は原則として、基本協定を締結した企業（共同企業体の場合は構成員）のうち、工事請負契約の施工及び施工管理を担当する企業と締結する。

(5) その他の契約形態

上記(3)及び(4)の規定にかかわらず、優先交渉権者の組織形態（単独企業又は共同企業体等）及び提案内容に応じて、本市と優先交渉権者との協議の上、調査設計業務及び工事施工を一体とした１本の「設計施工一括工事請負契約」として締結する場合がある。

(6) その他

上記(3)～(5)の契約は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の定めによる随

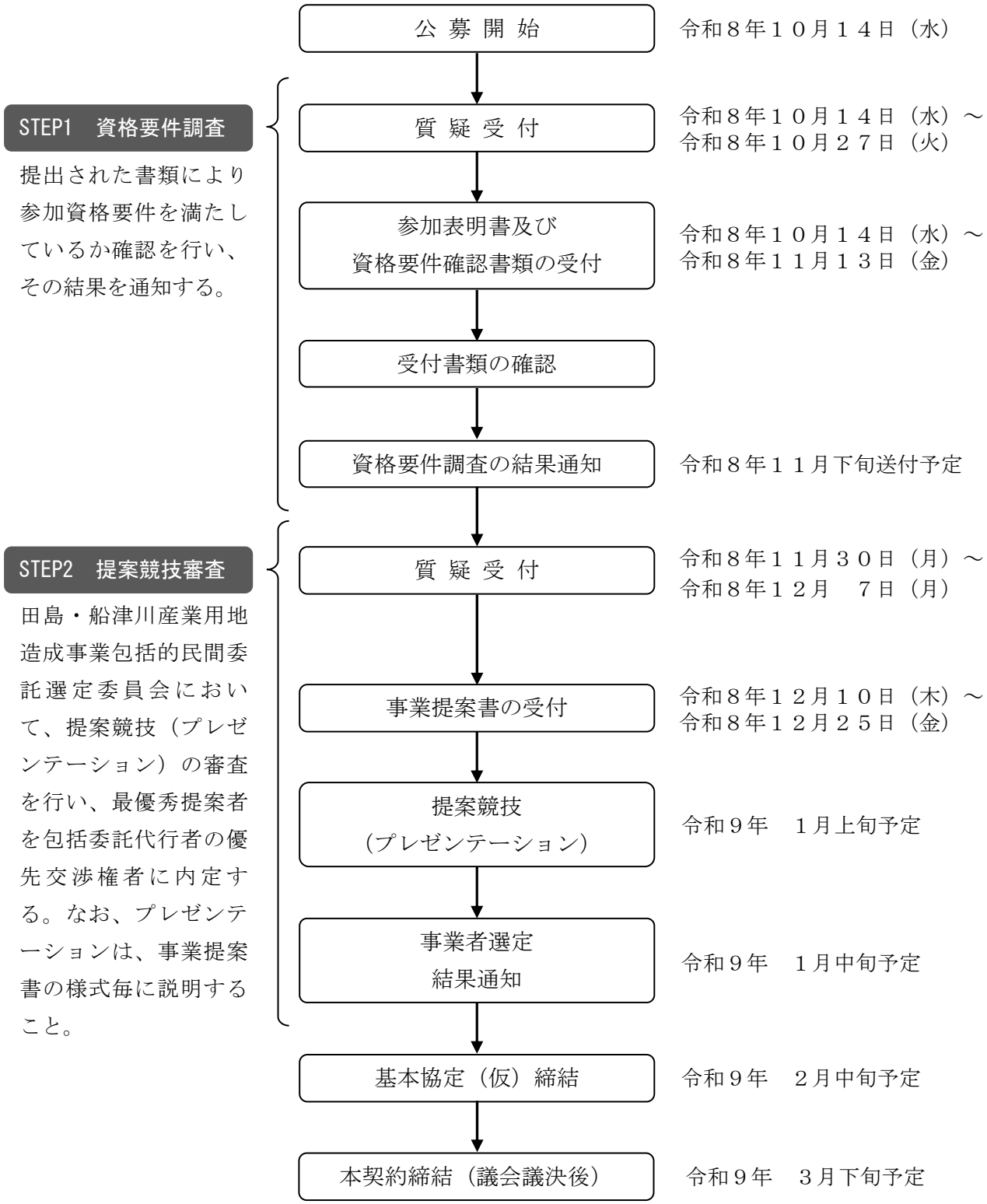
意契約により締結する。

本事業は事業計画、測量、実施設計、換地設計、施工計画及び工事施工が一体不可分であり、企画提案内容と履行内容が密接に関連しているため、公募型プロポーザル方式により選定した事業者と随意契約を締結する。

上記契約については、市において設計金額を算定し、その金額の範囲内で契約する。

6. 選定方法及び手順

以下のフローに示す方法及び手順で、包括委託代行者の選定を行う。



7. 応募手続

(1) 公募開始及び募集要項の配布

公募開始：令和８年１０月１４日（水）午前９時に開始する。

募集要項配布期間：令和８年１０月１４日（水）から令和８年１０月２７日（火）

取得方法：佐野市役所　産業文化スポーツ部企業誘致課にて配布

（配布時間は、土日・祝日を除く午前９時から午後５時までとする。）

又は、下記の市ウェブページからダウンロードすること。

URL　https://www.city.sano.lg.jp

(2) 質疑受付及び資格要件調査

公募開始後、以下の要領で参加表明を受付け、提出書類により資格要件の確認を行う。なお、その前段として、資格要件に関する質疑の受付期間を設ける。

1）質疑受付

項　目	内　　容
1. 受付期間	令和８年１０月１４日（水）～令和８年１０月２７日（火） ・受付時間は、土日・祝日を除く午前９時から午後５時まで。
2. 提出書類	●質問書（様式自由） ・結果通知を受けるための電子メールアドレスを記載すること。
3. 提出方法	・事務局に**持参**、又は**電子メール**にて提出すること。
4. 提出先	事務局　佐野市　産業文化スポーツ部企業誘致課 企業誘致係 住　　所：　〒327-8501　栃木県佐野市高砂町１番地 佐野市役所　企業誘致課 電子メール：　kigyo@city.sano.lg.jp 電　　話：　0283-25-7031（直通）

5. 結果通知	・全ての質疑応答をまとめた質疑応答集を令和８年１０月３０日（金）までに、原則として、質問をした者の社名又は名称を明らかにせずに、下記、市ウェブページにて回答する。 URL　https://www.city.sano.lg.jp
6. 留意事項	・質疑の内容は、資格要件調査の内容に限る。 ・電話での質疑の受付は行わない。

2）参加表明書及び資格要件確認書類の受付

項　目	内　　容
1. 受付期間	令和８年１０月１４日（水）～令和８年１１月１３日（金） ・受付時間は、土日・祝日を除く午前９時から午後５時まで。
2. 提出書類	●参加表明書（様式１） ※結果通知を受けるための電子メールアドレスを記載すること。 ●構成員届（様式２） ※単独企業での応募の場合は提出不要。 ●業務実績確認票（様式３－１及び３－２） ①法人要件　※参加者全ての構成員が対象 ●会社の登記事項証明書（交付から３ヶ月以内のもの） ●直近１年間の①国税（消費税・法人税）、②都道府県税（法人都道府県民税）及び③市町村税（法人市町村民税・固定資産税）の納税証明書（交付から３ヶ月以内のもの） ※直近１年間に納税がない場合、過去５年間のうち直近に納税している年度の納税証明書を提出してください。 ●会社概要書（会社案内書パンフレット等） ●直近３ヶ年の財務諸表 （損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書等） ②建設業者要件 ●建設業許可証（写し）

	●経営事項審査結果通知書（写し） ●実績となる工事請負契約等（契約書の写し） ③調査設計業務者 ●実績となる測量、実施設計及び換地業務等委託契約等（契約書の写し） ●実績となる土地区画整理事業の事業計画書（写し）
3. 提出方法	・事務局に**持参**、又は**郵便**にて提出すること。 ・郵便の場合は、必ず「配達記録郵便」にすること。（提出期限までに必着のこと。）
4. 提出先	事務局　佐野市　産業文化スポーツ部企業誘致課 企業誘致係 住　　所：　〒327-8501　栃木県佐野市高砂町１番地 佐野市役所　企業誘致課 電子メール：　kigyo@city.sano.lg.jp 電　　話：　0283-25-7031（直通）
5. 結果通知	・参加表明書を提出した単独企業及び共同企業体（代表企業）に対し、資格要件調査の結果（提案競技参加の是非）について、令和８年１１月下旬に、郵送により通知する。
6. 留意事項	・提出書類に虚偽の記載があった場合は、不採用として取り扱う。 ・業務実績（様式３－１、様式３－２）を除き、調査結果は提案競技審査には影響しない。

(3) 提案競技審査

資格要件調査の結果通知後、以下の要領で事業提案書の提出を受付ける。なお、その前段として、事業提案書作成に必要な質疑の受付期間を設ける。

1）質疑受付

項　目	内　　容
1. 受付期間	令和８年１１月３０日（月）～令和８年１２月７日（月） ・受付時間は、土日を除く午前９時から午後５時まで。
2. 提出書類	●質問書（様式自由） ・結果通知を受けるための電子メールアドレスを記載すること。
3. 提出方法	・事務局に**持参**、又は**電子メール**にて提出すること。
4. 提出先	(2)質疑受付及び資格要件調査　1）質疑受付　の　4.提出先と同じ。
5. 結果通知	・質問書の提出の有無に関わらず、全ての提案競技参加者に対し、全ての質疑応答をまとめた質疑応答集を令和８年１２月１０日(木)までに、原則として、質問をした者の社名又は名称を明らかにせずに、下記、市ウェブページにて回答する。 URL　https://www.city.sano.lg.jp
6. 留意事項	・電話での質疑の受付は行わない。

2）事業提案書の受付

項　目	内　　容
1. 受付期間	令和８年１２月１０日（木）～令和８年１２月２５日（金） ・受付時間は、土日を除く午前９時から午後５時まで。 ・上記の期限までに事業提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。 ・提出期限以降の差替え又は再提出は認めない。
2. 提出書類	●事業提案書（様式４～８）　（正本）１部、（副本）１０部 ●電子データ　１式 ・提案内容は　８．提案の審査項目等 を参照すること。 ・提案書は各様式２枚以内とし、それぞれ図表等を別に追加しても良いものとする。 ・総事業費の概算見積については、枚数制限はないものとする。 ・提案書はＡ４サイズで作成（カラー可）し、全ての提案書を左綴じで提出すること。 ・図面については、Ａ３サイズも可とする。ただし、Ａ４サイズに折り込むこと。 ・文字は 10.5 ポイント以上で作成すること。 ・文字の種類、体裁、配色等は任意とする。 ・様式ごとにインデックスを貼った簡易製本とすること。 ・片面印刷とすること。 ・電子データは、業務提案書の全ての内容を、ＰＤＦ形式でＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに記録し提出すること。 ・提出された提案書は返却しない。
3. 提出方法	・事務局に**持参**、又は**郵便**にて提出すること。 ・郵便の場合は、必ず「配達記録郵便」にすること。（提出期限までに必着のこと。） ・提案競技の開催日等の詳細については、提案競技単独企業又は共同企業体（代表企業）に対し後日連絡する。

4. 提出先	(2)質疑受付及び資格要件調査　1) 質疑受付　の　4.提出先と同じ。
5. 結果通知	・決定結果は、速やかに提案者に文書にて通知し、併せて市ウェブページにも公表する。 URL　https://www.city.sano.lg.jp
6. 留意事項	・提案書作成及び提出、並びにプレゼンテーション及びヒアリング等に要する一切の費用は全て提案競技参加の単独企業又は共同企業体の負担とする。 ・提案者は、包括委託代行者決定までに、選定委員会の委員等に対し、自己の審査において有利な扱いを受けようとすることを目的として、審査に関する照会、接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。 ・提案競技審査を辞退する場合には、速やかに所定の辞退届（様式９）を提出すること。なお、共同企業体の場合は、代表企業が手続きを行うこと。(提出先は 4 と同じ。) ・参加資格要件を確認した後に当該参加資格要件を満たさなくなった者は、その後の参加申込者の選定、プロポーザル等の手続に加わることができない。この場合において、優先交渉権者、次点交渉権者に選考された後であるときは、これを取り消すものとする。 ・提出書類に係る情報公開請求があった場合には、佐野市情報公開条例(平成 26 年佐野市条例第 2 号)に基づき、同条例第 6 条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。 ・本市が採用した提案内容に関する著作権その他の権利は、基本協定の締結を条件として佐野市に帰属させる。
7. 免責事項	・本事業提案に関して、事業の成否を含め所与の条件にいかなる変化があった場合でも、佐野市は一切の費用を負担しない。

8. 提案の審査項目等

(1) 審査体制

優先交渉権者等の選定に当たっては、選定委員会を設置し、提案内容を審査する。なお、審査は非公開とする。

(2) 優先交渉権者等の選定方法

選定委員会において、参加者より提出された参加表明書類等の応募書類による参加者の資格審査を行い、資格を有する参加者は、選定基準に基づき、提案競技審査（プレゼンテーション・ヒアリング）による審査を行う。

審査は、参加者の資力及び信用力を踏まえ、技術提案の内容等を総合的に勘案して行い、評価点の合計の平均が６割を超えた参加者のうち、最も評価点が高い参加者を優先交渉権者とし、次いで評価点が高い提案を行った参加者を次点交渉権者として選定する。

(3) 審査項目及び評価の視点

提案競技審査における審査項目及び評価の視点は、以下に示すとおりである。

選定基準の詳細については、⑷「包括委託代行者の選定基準」参照。

なお、参加者が１者の場合においても、選定委員会での協議により、要求水準に達していないと判断した場合は不採用とする。

様式	項目	評価の視点
様式３ －１※ 様式３ －２※	業務実績 （配点：10 点）	造成工事及び土地区画整理事業における実績について評価する。 ・面的整備における施工実績があるか。（施工実績件数、施工面積、土工量等） ・面的整備における測量、実施設計及び土地区画整理事業における換地業務等の受託実績。
様式４	事業実施体制 （配点：10 点）	事業実施体制、参加者の保有技術者数及び配置予定技術者の役割分担について評価する。 ・業務実施に十分な実績を有している担当者（技術士、RCCM、土地区画整理士等）が配置されているか ・配置予定技術者の役割分担が組まれているか ・参加企業の保有する技術者の体制が確保されているか

様式５	工程計画 （配点：10 点）	年割計画及び工程管理方針の実現性・妥当性、関連事業との工程調整及び想定リスクの対応方針等について評価する。 ・工事工程を効率的に進める方策など工程管理方針 ・本業務の想定リスクの抽出と緊急事態の対応方針 ・他関連事業との工程整合 ・全体スケジュール（設計・測量・換地・施工）に無理がなく実現性が高いか
様式６	関連事業調整 （配点：10 点）	関連事業との工程調整方針や盛土材の確保方針、搬入調整及び品質管理について評価する。 ・県事業（河川事業他）等及びその他関連事業との工事の輻輳が想定されることへの対応策 ・地区周辺の地盤への影響を鑑みた事業の盛土工法及び盛土材の確保方針 ・公共残土利用を前提とした広域調整残土の利用及び円滑な運搬並びに品質管理、円滑な搬入計画及び搬入調整
様式７	事業費縮減 （配点：25 点）	対象事業費の額について評価する。（ＶＥ提案） ・品質確保を前提とした概算事業費の縮減効果及び実現性
様式８	地域企業活用・育成 （配点：30 点）	地域企業活用計画及び地域貢献について評価する。 ・地域企業の活用及び発注計画 ・地域企業への発注割合 ・地域企業への技術移転及び人材育成（地域企業による JV への参加） ・地元資材の活用その他地域貢献に関する取り組み
	プレゼンテーション （配点：5 点）	プレゼンテーション内容について評価する。 ・資料やプレゼンテーションの内容が分かりやすく提案されているか ・事業に対する理解度が説明されているか ・選定委員からの質問に対して、適切な回答がなされているか

※ 様式３－１、様式３－２は資格要件調査の際に受け付ける。

(4) 包括委託代行者の選定基準

大分類	評価項目	評価細目	評価の判断基準	配点
基本事項（企業能力）	業務実績	造成工事実績	造成規模(土工量等)	5
		調査設計業務実績	面的整備における測量、実施設計等 土地区画整理事業における換地業務等	5
		小計		10
基本事項（技術者能力）	事業実施体制	配置予定技術者及び実施体制	経歴・同種同規模実績・役割分担	5
		企業技術力	換算係数による（技術士・RCCM ・土地区画整理士・監理技術者資格者 ・1 級土木施工管理技士）	5
		小計		10
技術提案-1	工程計画	工程管理方針	工程管理方針・リスク管理 ・関連事業との工程整合 ・各年度の業務・工事内容に係る実現性、妥当性	10
		小計		10
技術提案-2	関連事業調整	関連事業調整及び盛土材確保	河川事業等との調整・盛土材確保 ・搬入調整・品質管理	10
		小計		10
技術提案-3	事業費縮減	VE 提案	品質確保を前提とした概算事業費縮減効果及び実現性	25
		小計		25
地域貢献	地域企業活用・育成	地域企業活用計画	発注計画・発注割合	15
		地域企業育成 ・地域貢献	技術移転・人材育成・地域企業の JV への参加・地元資材活用	15
		小計		30
プレゼンテーション	プレゼンテーション	ヒアリング	説明能力・回答能力・事業理解度	5
		小計		5
		合計		100

(5) **提案競技審査（プレゼンテーション・ヒアリング）**

ア　実施場所　　後日通知する。

イ　実施日　　令和９年１月上旬予定

ウ　出席者　　単独企業又は共同企業体につき５人以内

エ　実施時間　　40分を目安として実施する。(プレゼンテーションを25分以内で行い、以後、質疑応答を行う。)

※参加企業数に応じて、実施時間を調整することもある。

オ　説明資料等　説明は、提出した業務実績確認表及び事業提案書に記述された文章や図表等に基づき行うこと。パワーポイントの使用も可（使用する場合は、データを事前提出すること)。なお、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。（社名を伏せて実施）

9. 配付資料

資料１　国道50号沿線開発区域に係る基本設計業務委託報告書（令和８年３月）

資料２　令和5年度国道50号沿線開発構想に基づく開発区域候補地に係る土質調査業務委託報告書（令和６年２月）

資料３　田島船津川産業用地公共施設設計等業務委託報告書（令和８年９月）

資料４　佐野市で算出した調査設計等単抜き設計書

【各配付資料の提供を希望する者は、下記メールアドレス宛てに提供依頼を行うこと。なお、資料の提供は、原則として、本プロポーザルに参加表明する意思を有する者に限る。】

メールアドレス　：　kigyo@city.sano.lg.jp